平成２５年（再イ）第７７号
福岡県遠賀郡岡垣町松ケ台４丁目11番２号
再生債務者　平　　靖士
1　決議に付する再生計画案　平成26年３月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月２日まで
平成26年４月11日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（再イ）第２号
広島市安佐南区沼田町大字伴8765番地６101
再生債務者　三輪　上惣
1　決議に付する再生計画案　平成26年４月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月９日まで
平成26年４月11日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３７号
愛媛県松山市畑寺１丁目11番19号
再生債務者　茶藤　正夫
1　決議に付する再生計画案　平成26年４月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年５月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年５月９日まで
平成26年４月11日　　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第２５８号
東京都大田区中央５―６―15
再生債務者　西澤　象平
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年４月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２５９号
東京都大田区中央５―６―15
再生債務者　西澤　宏子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年４月10日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２３年（再イ）第９号
秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子106番地15
再生債務者　佐藤　寿和
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月８日　秋田地方裁判所本荘支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第２号
さいたま市浦和区皇山町33番10号112
再生債務者　佐藤　隆文
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月１日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月15日から平成26年５月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１号
栃木県小山市大字小山1519番地４
再生債務者　キノネスミゲルこと　キノネス　オビエド　ミゲル　アンゲル
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月30日まで
平成26年４月９日
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（再ロ）第７号
山形市大字上椹沢25番地
再生債務者　金子　重之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年４月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年５月２日まで
平成26年４月11日　　山形地方裁判所民事部

総務省共済組合定款の一部変更について

総務省共済組合定款（平成13年１月６日制定）の一部を次のように変更する。
平成 26 年３月 31 日
総務省共済組合代表者
総務大臣　新藤　義孝

第28条第１項の表中「$\frac{5.03}{1,000}$」を「$\frac{7.12}{1,000}$」に、「$\frac{10.06}{1,000}$」を「$\frac{14.24}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.03}{1,000}$」を「$\frac{7.12}{1,000}$」に改める。

附　則

1　この変更は、平成26年４月１日から施行する。
2　変更後の第28条第１項及び第２項の規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．企業年金基金の名称　ＴＩＳグループ企業年金基金
2．事務所の所在地　大阪府吹田市豊津町９番１号
3．実施事業所の名称及び所在地　ＴＩＳシステムサービス株式会社　愛知県名古屋市中区栄二丁目８番20号、ＴＩＳリース株式会社　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号、ネオアクシス株式会社　東京都江東区木場二丁目17番12号
4．解散の理由　規約型企業年金への移行
5．本解散は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたもの。
6．確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた年月日
平成26年４月１日
平成 26 年４月 21 日
大阪府吹田市豊津町９番１号
ＴＩＳグループ企業年金基金
理事長　八尾　政範

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法第89条及び確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．清算人氏名　竪山　雅昭
2．住所　東京都江東区東陽五丁目29番15号
平成 26 年４月 21 日
ＴＩＳグループ企業年金基金
理事長　八尾　政範

企業年金基金合併公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第９条及び第54条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．合併する基金
（甲）合併後存続する基金
高岳製作所企業年金基金
（乙）合併により消滅する基金
東京都港区海岸３丁目18番21号
東光電気企業年金基金
2．合併後の名称　東光高岳企業年金基金
3．合併・名称変更年月日　平成26年４月１日
平成 26 年４月 21 日
東京都江東区豊洲５丁目６番36号
ＳＩＡ豊洲プライムスクエア８階
東光高岳企業年金基金
理事長　水谷　行宏